

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項等

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、生徒の学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
- 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校について、次の点などを充実。
 - ・ 目標や内容を育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。
 - ・ 特に必要がある場合には、小・中・高等学校の学習指導要領の各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができることなどを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、キャリア教育の充実を図ることを規定。
- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、新高等学校学習指導要領に示す各教科・科目等の目標と内容に準じ、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピューター等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念を活用した場の状況や活動の過程等の把握
 - 【聴覚障害】 生徒の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話、指文字の活用や、補聴器、人工内耳等を利用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験、仮想体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 知的障害者である生徒のための各教科について、内容等を充実。
 - （例）国語：資料を活用して自分の考えを表現 など
 - 社会：社会参加ときまり、我が国の国土の様子と国民生活 など
 - 数学：データの活用 など
 - 音楽・美術：創意工夫を生かした表現 など
 - 保健体育：オリンピック・パラリンピックなどの国際大会の意義や役割 など
 - 家庭：消費生活・環境 など
 - 職業：勤労の意義 など
- 専門教科（「理療」、「歯科技工」など）について、関連する制度改正等を踏まえ内容等を充実。
- 「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、探究の過程を重視。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。

3. 実施時期

- ・ 2022年度入学生から年次進行で実施。
- ・ 一部の教科等については、先行実施（「総合的な探究の時間」など：2019年度入学生から、「特別の教科 道徳」など：2020年度入学生から）。